

平成 22 年度
男女共同参画年次報告書



平成 23 年 3 月
福井県越前町

「平成 22 年度越前町の男女共同参画に関する年次報告」について

1. 越前町男女共同参画推進条例に基づく報告書

本書は、越前町男女共同参画推進条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）第 14 条に基づき、男女共同参画推進施策の実施状況等について明らかにするために作成した報告書です。

2. 本書の構成

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

本町の人口動態等について、グラフや表を用いて解説しています。

II 政策・方針決定過程への女性の参画

行政等への女性の参画状況について、グラフや表を用いて解説しています。

III 男女の意識と生活（平成 21 年度 男女共同参画に関する町民意識調査から）

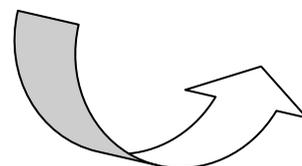
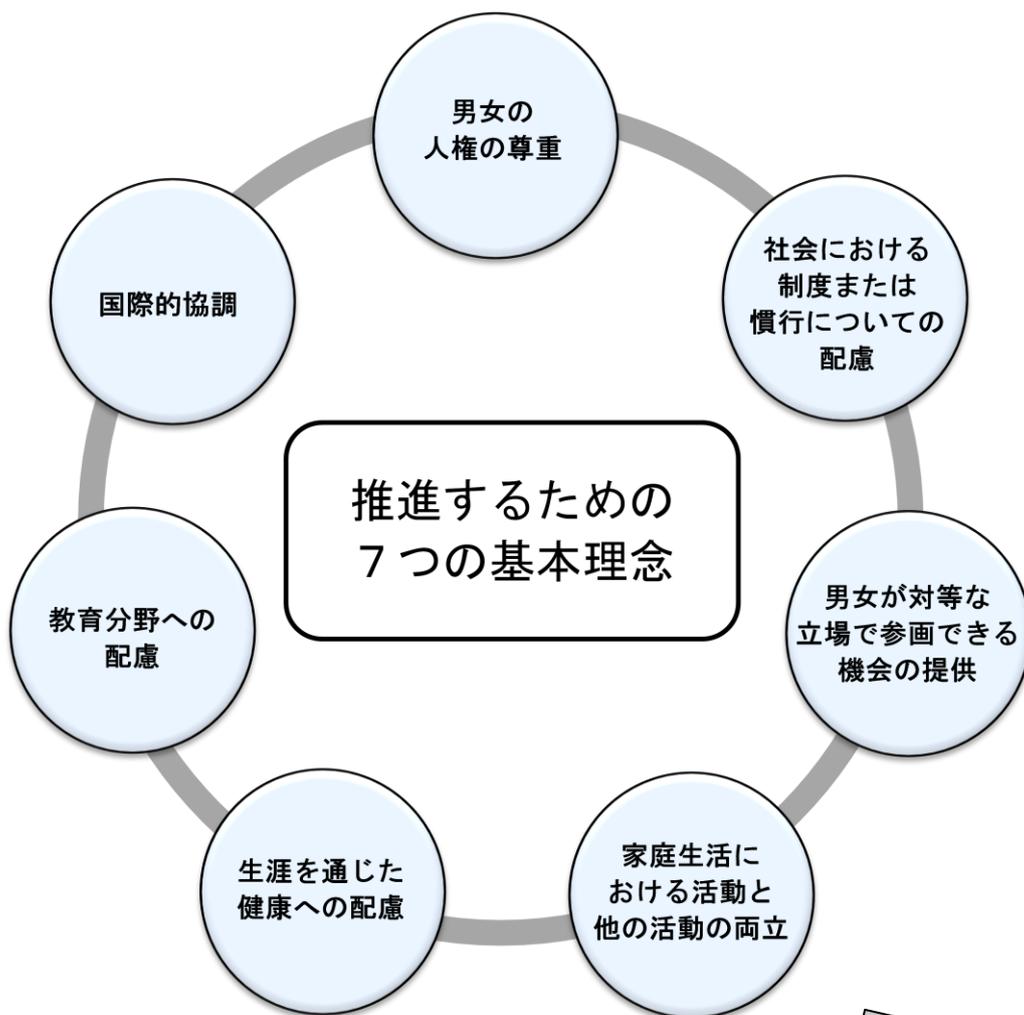
第 2 部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

基本計画「えちぜん男女共同参画プラン」の体系に基づき、事業の実績（主な取り組み、具体的施策、予算額等）について記載しています。

第 3 部 資料編

「越前町男女共同参画推進条例」と「越前町男女共同参画都市宣言」を掲載しています。

人が輝く 住民主体のまちづくり



基本理念をよく理解し、
自ら取り組みましょう。

基本目標	重点目標
I ともに築く家庭・地域	1.男女がともに担う家庭・地域づくり
	2.家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革
	3.政策・方針決定の場への女性の参画拡大
II ともに活躍できる職場	1.働く場における男女平等の実現
	2.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現
	3.男女の仕事と家庭生活の両立支援
III ともに安心して暮らせる社会	1.ともに思いやる健康づくり
	2.福祉環境の充実
	3.あらゆる暴力の根絶
IV ともに育てる教育・文化	1.人権尊重の意識づくり
	2.多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	3.国際理解と協力の推進
計画の推進	1.町における推進体制の充実・強化
	2.あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映
	3.男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供
	4.関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化

目 次

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

(1) 越前町の人口	3
(2) 世帯の家族類型	4
(3) 進む高齢化	4
(4) 出生の動向	5
(5) 結婚・離婚	5
(6) M字型を示す女性の労働力	6
(7) 女性の雇用者数と割合	6
(8) 男女の賃金	6
(9) 商工観光分野における女性の参画状況	7
(10) 農業水産業分野における女性の参画状況	7
(11) 経営への女性の参画状況	7

II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画	8
(2) 行政への女性の参画	8
(3) 地区役員への女性の参画状況	9
(4) 越前町役場管理職に占める女性の人数と割合	11
(5) 越前町内学校における女性の参画状況	11

III 男女の意識と生活（平成 21 年度 男女共同参画に関する町民意識調査から）

(1) さまざまな分野における男女の地位の平等感	12
(2) 性別役割分担意識	13
(3) 職場における男女共同参画	13
(4) 地域活動への参画状況	15
(5) ドメスティック・バイオレンス	16

第 2 部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

I 平成 22 年度の主な取り組み

1. 男女共同参画のつどい事業	19
2. 男女共同参画エンパワーメント事業	20
3. 男女共同参画気づき事業	21
4. えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会	23
5. 男女共同参画審議会	23
6. 男女共同参画 PR 事業	24

II 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ	ともに築く家庭・地域	26
重点目標1	男女がともに担う家庭・地域づくり	26
重点目標2	家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革	26
重点目標3	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	27
基本目標Ⅱ	ともに活躍できる職場	28
重点目標1	働く場における男女平等の実現	28
重点目標2	農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	28
重点目標3	男女の仕事と家庭生活の両立支援	29
基本目標Ⅲ	ともに安心して暮らせる社会	30
重点目標1	ともに思いやる健康づくり	30
重点目標2	福祉環境の充実	31
重点目標3	あらゆる暴力の根絶	32
基本目標Ⅳ	ともに育てる教育・文化	33
重点目標1	人権尊重の意識づくり	33
重点目標2	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	33
重点目標3	国際理解と協力の推進	34
計画の推進		34

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例	37
越前町男女共同参画都市宣言	40

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

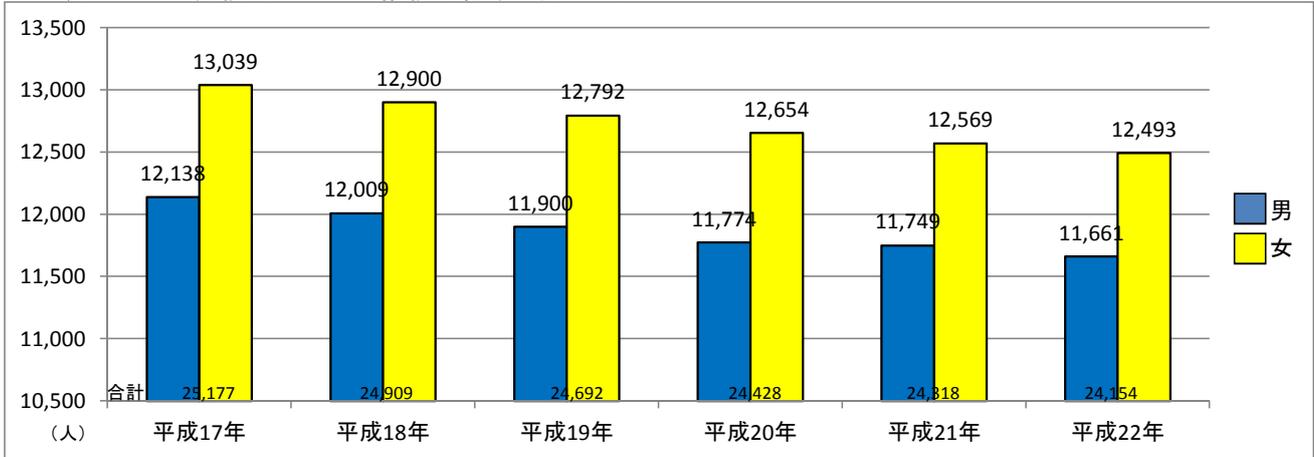
I 基礎データ

(1) 越前町の人口

①人口

越前町は、平成17年2月1日に4町村が合併し、その人口は、近年減少傾向にあります。

◆図表 I - 1 越前町の人口の推移 (各年4月1日)

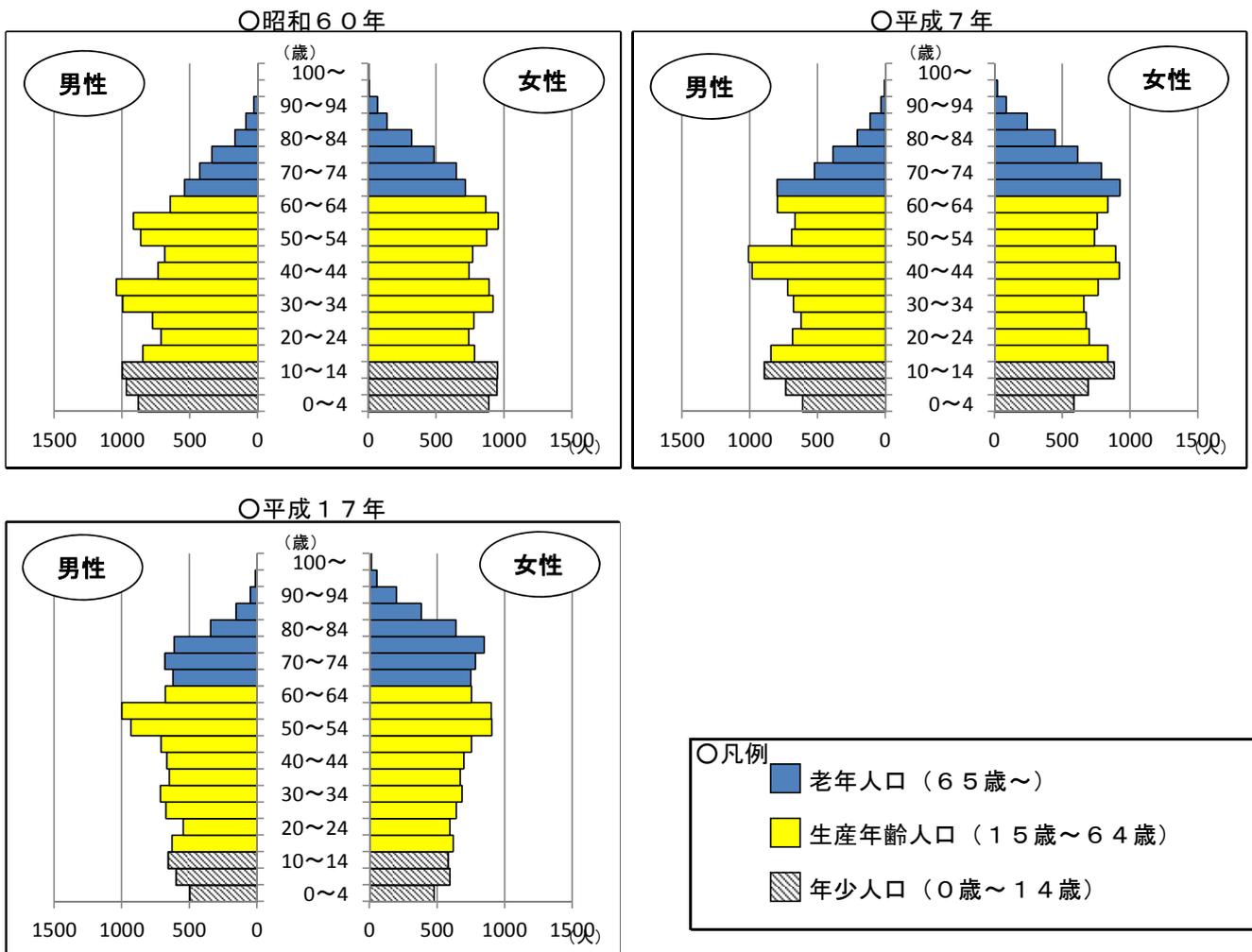


<資料：越前町調べ>

②人口構成ピラミッド

昭和60年に比べ、生産年齢人口と年少人口の減少が顕著になっています。

◆図表 I - 2 越前町の年齢別 (5歳階段) 男女別人口構成

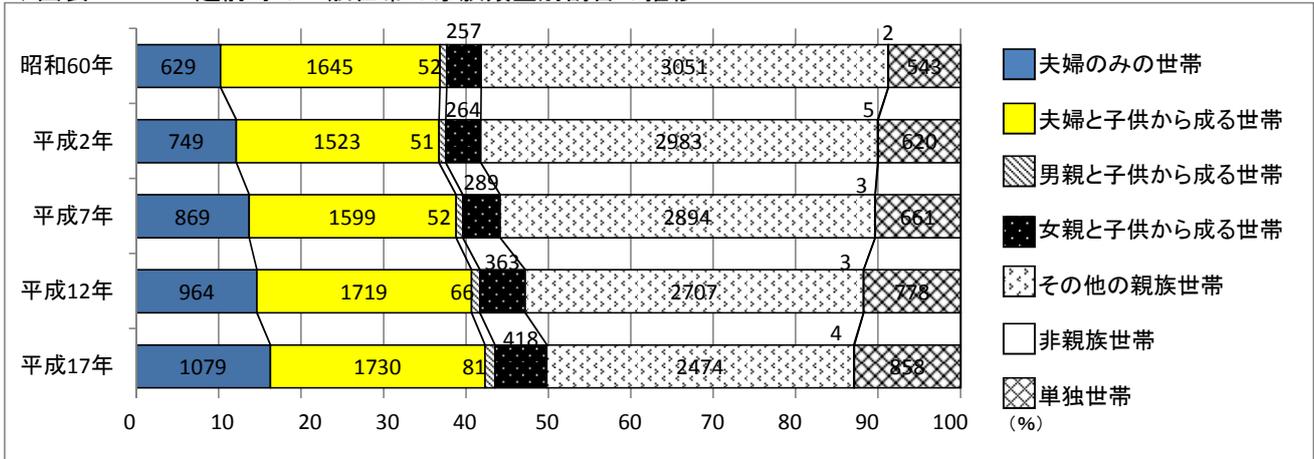


<資料：国勢調査>

(2) 世帯の家族類型

「夫婦のみの世帯」及び「夫婦と子どもから成る世帯」が年々増加し、「その他の親族世帯（3世帯など）」が減少しています。

◆図表 I - 3 越前町の一般世帯の家族類型別割合の推移



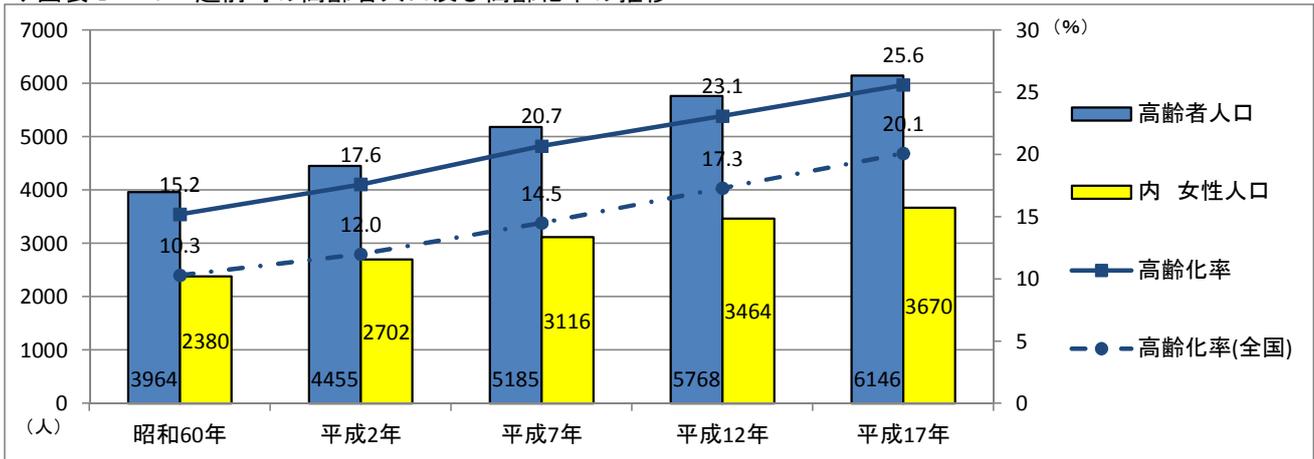
<資料：国勢調査>

(3) 進む高齢化

① 高齢者人口及び高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成17年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は25.6%となり、全国平均と比べ5.5%高くなっています。また、平成17年の高齢者人口の約6割が女性となっています。

◆図表 I - 4 越前町の高齢者人口及び高齢化率の推移



<資料：国勢調査>

② 高齢者のいる一般世帯数の推移

「高齢者単独世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」の増加が顕著になっています。

◆図表 I - 5 越前町の高齢者のいる一般世帯数の推移



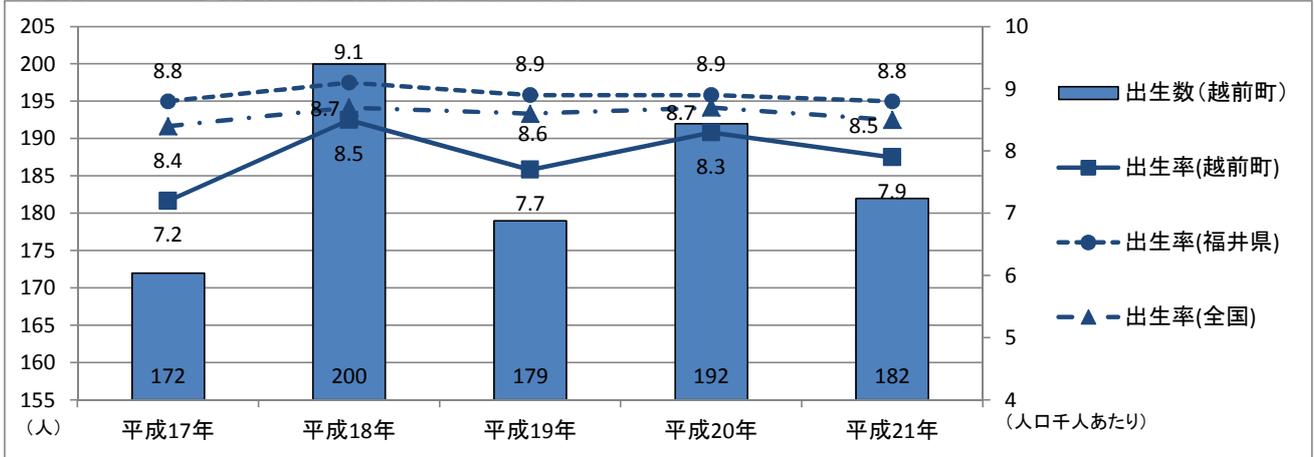
<資料：国勢調査>

(4) 出生の動向

①出生率の推移

越前町の出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、全国や福井県よりも低い状況が続いています。

◆図表 I - 6 越前町の出生数及び出生率の推移

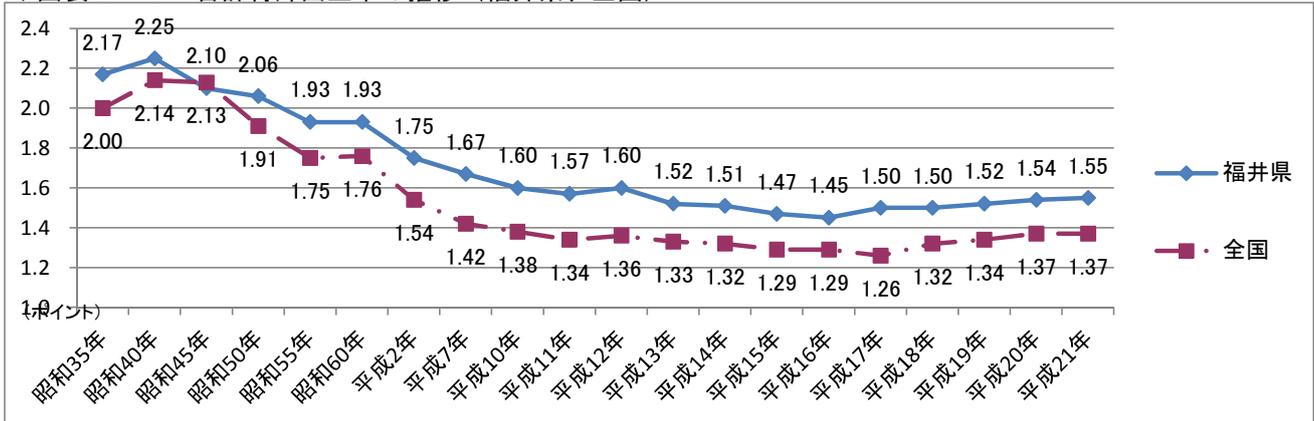


<資料：人口動態調査>

②合計特殊出生率の推移

福井県の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値）は、昭和40年をピークに低下傾向にあり、人口を維持するために必要といわれている2.08を大幅に下回っている状況が続いています。

◆図表 I - 7 合計特殊出生率の推移（福井県、全国）



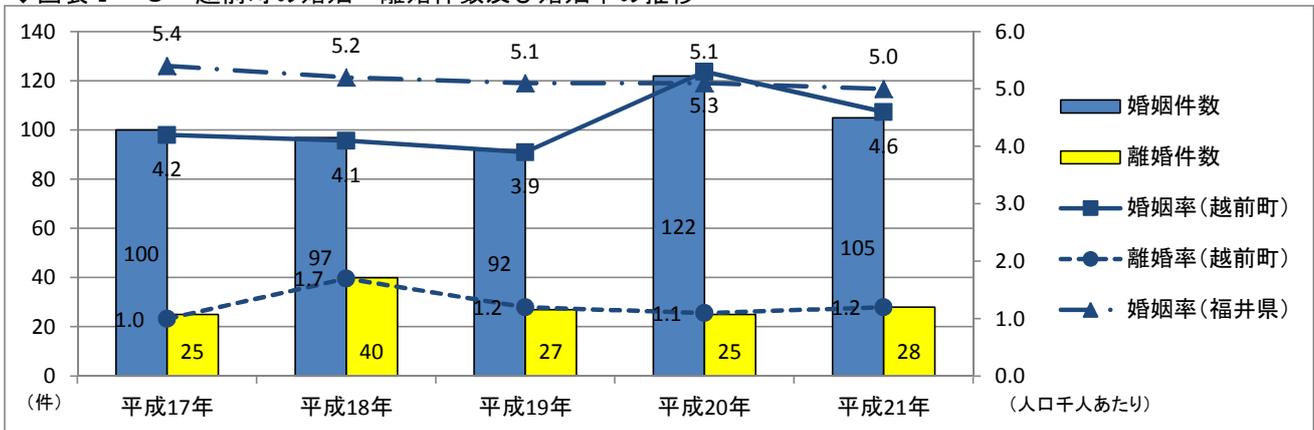
<資料：人口動態調査>

(5) 結婚・離婚

①婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

越前町の婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）は、福井県よりも低い状況が続いています。

◆図表 I - 8 越前町の婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

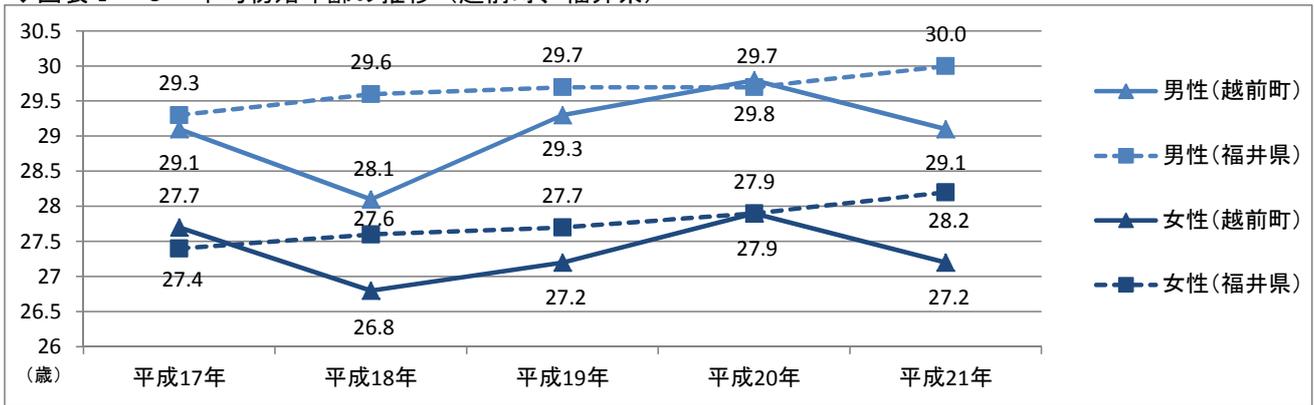


<資料：人口動態調査>

②平均初婚年齢の推移

越前町の平均初婚年齢は、福井県よりも低い状況にあります。

◆図表 I - 9 平均初婚年齢の推移（越前町、福井県）

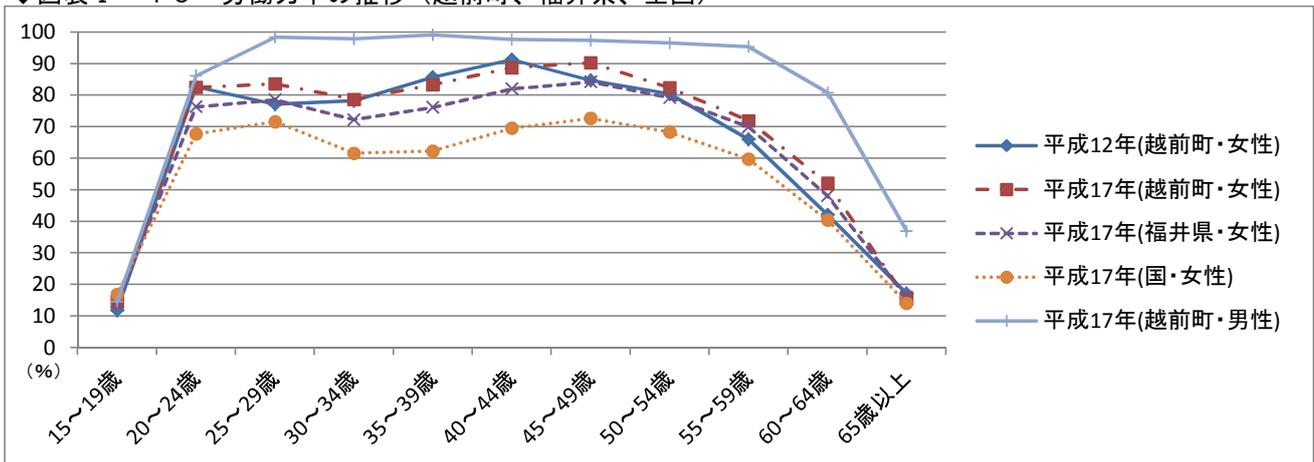


<資料：人口動態調査>

(6) M字型を示す女性の労働力

越前町の労働力率については、男性が台形を描くのに対し、女性は、国・県と比較して浅いながらも25歳から39歳までで一時的に低下するM字型を描きます。平成12年と平成17年を比較してもほぼ同じ数値であり、女性の労働力率に変化がないことが見られます。

◆図表 I - 10 労働力率の推移（越前町、福井県、全国）

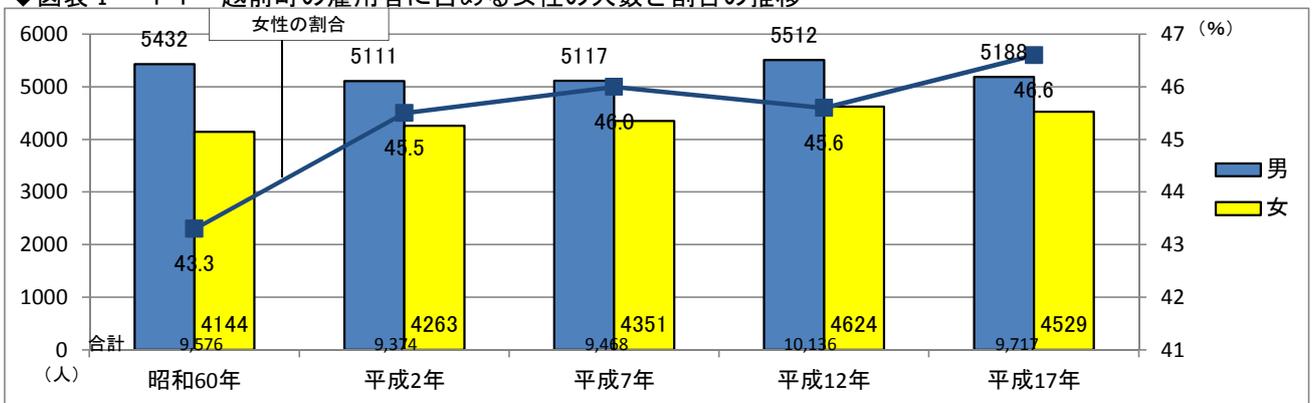


<資料：国勢調査>

(7) 女性の雇用者数と割合

雇用者に占める女性の割合は、昭和60年では43.3%であったが、平成17年には46.6%に増加しています。

◆図表 I - 11 越前町の雇用者に占める女性の人数と割合の推移

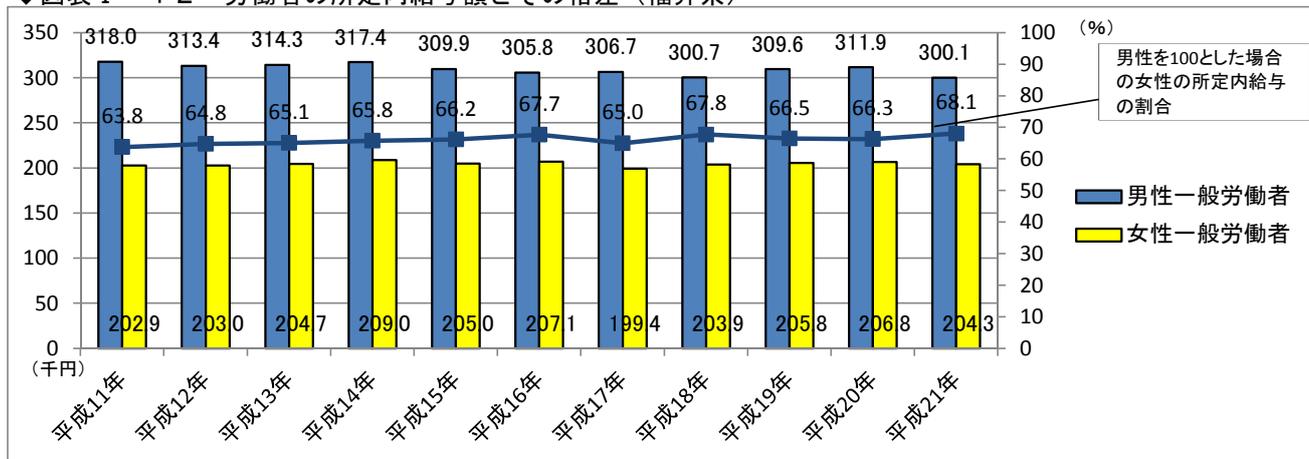


<資料：国勢調査>

(8) 男女の賃金

福井県の平成21年度の女性一般労働者の1ヶ月あたり所定内給与額は204,300円で、男性一般労働者の300,100円の68.1%となっています。

◆図表 I-12 労働者の所定内給与額とその格差（福井県）



<資料：賃金構造基本調査>

(9) 商工観光分野における女性の参画状況

◆図表 I-13 越前町の商工観光分野における女性の参画状況（平成22年度）

	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	資料
越前町商工会役員	35	6	17.1	越前町商工会調べ

(10) 農業水産業分野における女性の参画状況

越前町の農業就業者に占める女性の割合は46.9%、漁業就業者では1.4%です。しかし、農業協同組合の正組合員となっている割合は10.1%、漁業協同組合の場合は1.1%、役員は双方共に0%であり、組合運営に女性が十分関与できていないのが現状です。

◆図表 I-14 越前町の農業水産業分野における女性の参画の状況

	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	資料
農業就業人口	1,622	912	56.2	2005農林業センサス
漁業就業人口	432	6	1.4	2008漁業センサス
農業協同組合正組合員	2,508	253	10.1	平成23年2月 越前丹生農業協同組合調べ
農業協同組合役員	11	0	0	
漁業協同組合正組合員	899	10	1.1	平成23年2月 越前町漁業協同組合調べ
漁業協同組合役員	25	0	0	
農業委員数	26	1	3.8	平成22年度越前町調べ

(11) 経営への女性の参画状況

◆図表 I-15 越前町の女性の経営参画状況（平成22年度）

	総数	うち女性	女性の割合(%)	資料
認定農業者数(人)	32	12	37.5	越前町調べ
認定漁業士数(人)	27	2	7.4	
家族経営協定締結数(件)	14	14(構成員に女性を含む)		
女性起業グループ数(件)	10			

II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画

◆図表Ⅱ-1 越前町議会議員に占める女性議員数と割合の推移

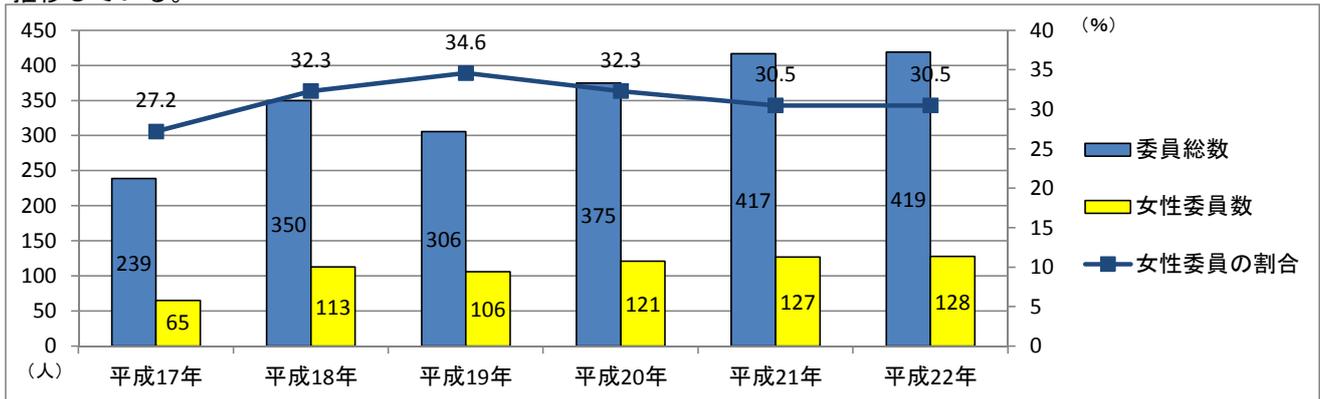
	議員総数 (人)	うち女性議員数 (人)	女性の割合 (%)
平成17年3月	26	0	0
平成21年3月	20	0	0

〈資料：越前町調べ〉

(2) 行政への女性の参画

◆図表Ⅱ-2 越前町の審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移 (各年4月1日)

女性委員数は増えてきているが、委員総数がそれ以上に多くなっているため、女性委員の割合は近年30.5%で推移している。



〈資料：越前町調べ〉

◆図表Ⅱ-3 越前町の審議会等における女性委員のいない審議会等数の推移 (各年4月1日)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数	21	24	23	27	28	29
うち女性を含まない	4	6	6	4	4	3

〈資料：越前町調べ〉

◆図表Ⅱ-4 地方自治法第180条の5に基づく委員会における女性委員数の推移 (各年4月1日)

	定員 (人)	女性委員数 (人)					
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
監査委員	2	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	1	1	1	1	1
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	0	0	0
農業委員会	26(*)	1	1	1	1	1	1
教育委員会	5	2	2	2	1	1	1

(*)平成19年までの定員は27人

〈資料：越前町調べ〉

(3) 地区役員への女性の参画状況

①区役員状況調査

◆図表Ⅱ-5 区役員状況 (平成22年12月現在)

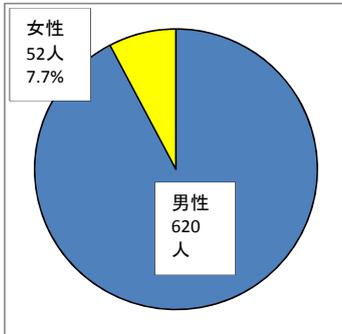
○回答率

調査表送付数	123 通
回答数	92 通
回答率	74.8 %

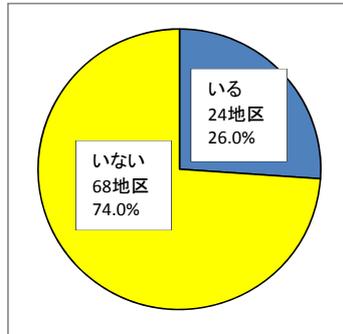
○区長、副区長、会計 (人)

	区長	副区長	会計
男性	123	39	30
女性	0	0	0

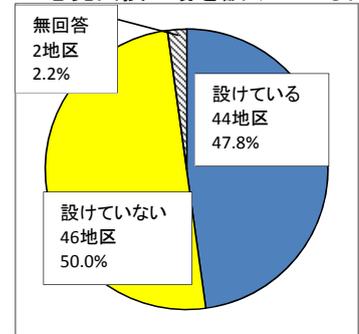
○その他の役員



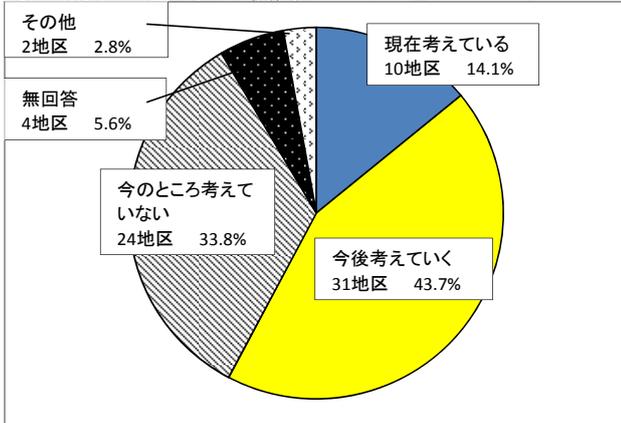
○女性役員のいる区



○役員会や総会以外に区民との意見交換の場を設けている区



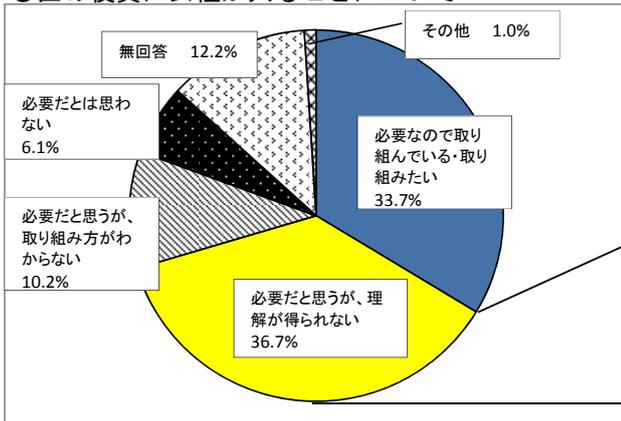
○今後、女性が区の役員につくことについて



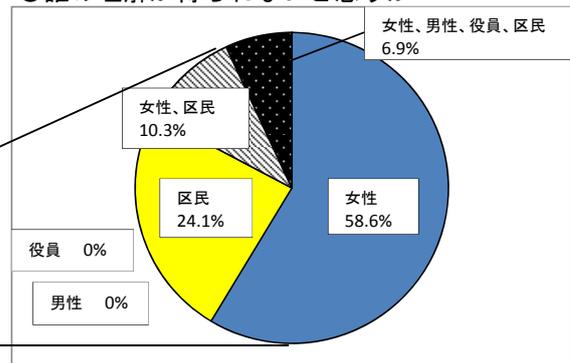
その他

- ・ 班長は女性でもかまわない。
- ・ 人材不足で、不可避。

○区の役員に女性が入ることについて



○誰の理解が得られないと思うか



その他

- ・ 人材不足で、必須。

〈資料：区役員の状況調べ（越前町）〉

◆図表Ⅱ-6 区役員における女性役員数の推移

	回答率 (%)	女性役員のいる区 (地区)	区長 (人)		副区長 (人)		会計 (人)		その他の役員 (人)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成21年	90.2	15	123	0	55	0	46	4	529	18
平成22年	74.8	24	123	0	39	0	30	0	620	52

〈資料：区役員の状況調べ（越前町）〉

②越前町区長会連合会決議

平成22年12月7日に開催された越前町区長会連合会において「地区における役員への女性登用を推進すること」が決議されました。

◆図表Ⅱ－7 広報えちぜん 平成23年1月号 記事

男女共同参画室から
こんにちは！

第69回

区長会連合会の取り組み

～「地区における役員への女性登用推進」を決議～

12月7日の越前町区長会連合会で、地域での男女共同参画を推進する決議案が提出され、活発な協議の後、満場一致の拍手で決議されました。

協議では、「スローガンだけでは進まない。行政が率先して具体的な取り組みをするべき。」「各区によって役員を選出状況は違うから、一律にはできない。」や、「現状は現状として、区長会連合会として男女共同参画社会を推進する姿勢を示すことは大事だ。」などの意見があり、農業委員会をはじめとする審議会などへの女性登用率は現在30.5%などの説明がありました。

男女共同参画社会づくりには、社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を担っています。

このたびの区長会連合会の決議は、地域における推進の貴重な一歩であり、大きな推進力となります。



▲満場一致の拍手で決議

問合せ先 男女共同参画室 ☎34-8715

◆図表Ⅱ－8 越前町区長会連合会決議文

決 議 文

私たちは、越前町における男女共同参画社会の実現を一層進めるため、地区における「役員への女性登用」を推進します。

平成22年12月7日

越前町区長会連合会

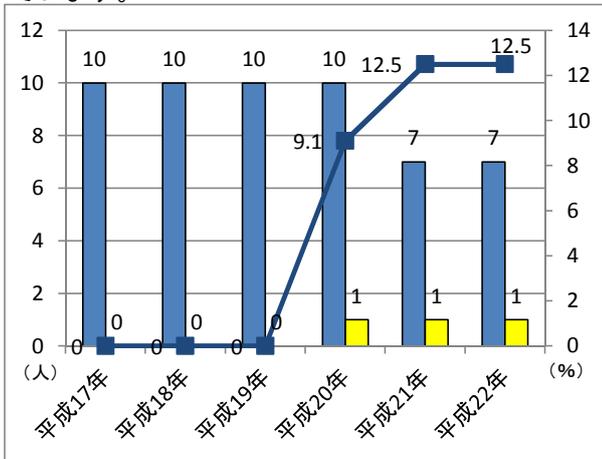
会長 上坂 貞行

(4) 越前町役場管理職に占める女性の人数と割合

◆図表Ⅱ-9 越前町役場管理職等に占める女性の人数と割合

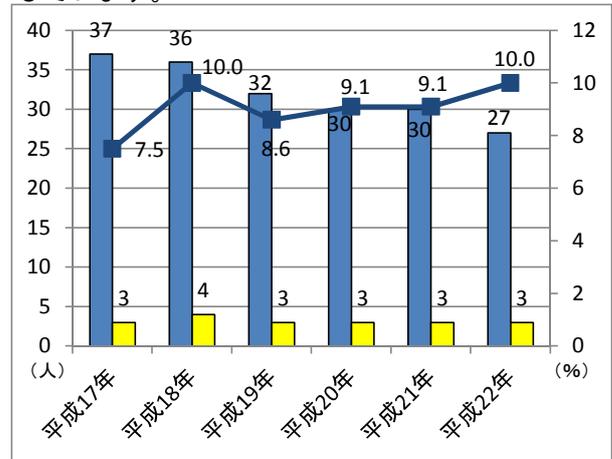
○理事級

理事級職員に占める女性の割合は、平成17年度では0%であったが、平成22年度には12.5%に伸びています。



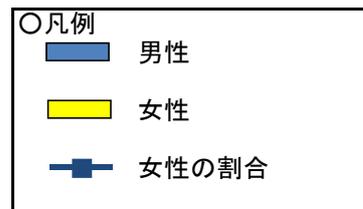
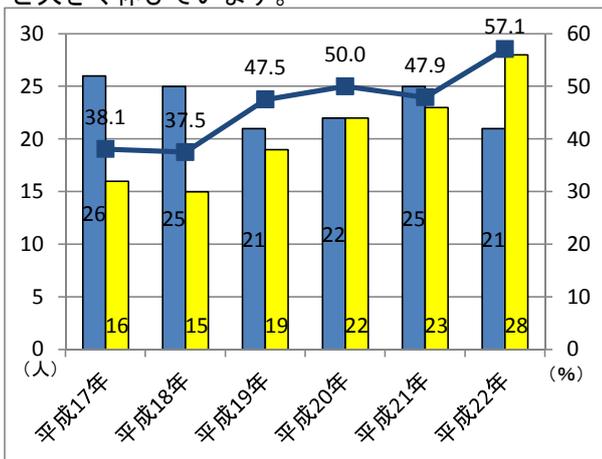
○課長級

課長級職員に占める女性の割合は、平成17年度では7.5%であったが、平成22年度には10.0%に伸びています。



○課長補佐級

課長補佐級職員に占める女性の割合は、平成17年度では28.2%であったが、平成22年度には57.1%と大きく伸びています。



<資料：越前町調べ>

(5) 越前町内学校における女性の参画状況

◆図表Ⅱ-10 越前町内学校の管理職(校長・教頭)における女性の参画の推移

		総数(人)	女性の管理職数(人)				
			平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	校長	8	0	0	0	0	2
	教頭	8	3	4	5	6	5
中学校	校長	4(*)	1	1	1	0	0
	教頭	4(*)	0	1	2	3	2

(*)平成20年までは5人

<資料：学校基本調査>

Ⅲ 男女の意識と生活（平成21年度 男女共同参画に関する町民意識調査から）

○調査の概要

1. 調査対象 平成21年8月1日現在で越前町内に在住する20代～70代の男女
2. 人数 2,000人
3. 抽出方法 越前町内在住者から無作為抽出
4. 調査方法 各個人あての書面による郵送調査（回答は無記名）
5. 調査期間 平成21年8月26日（水） ～ 9月25日（金）

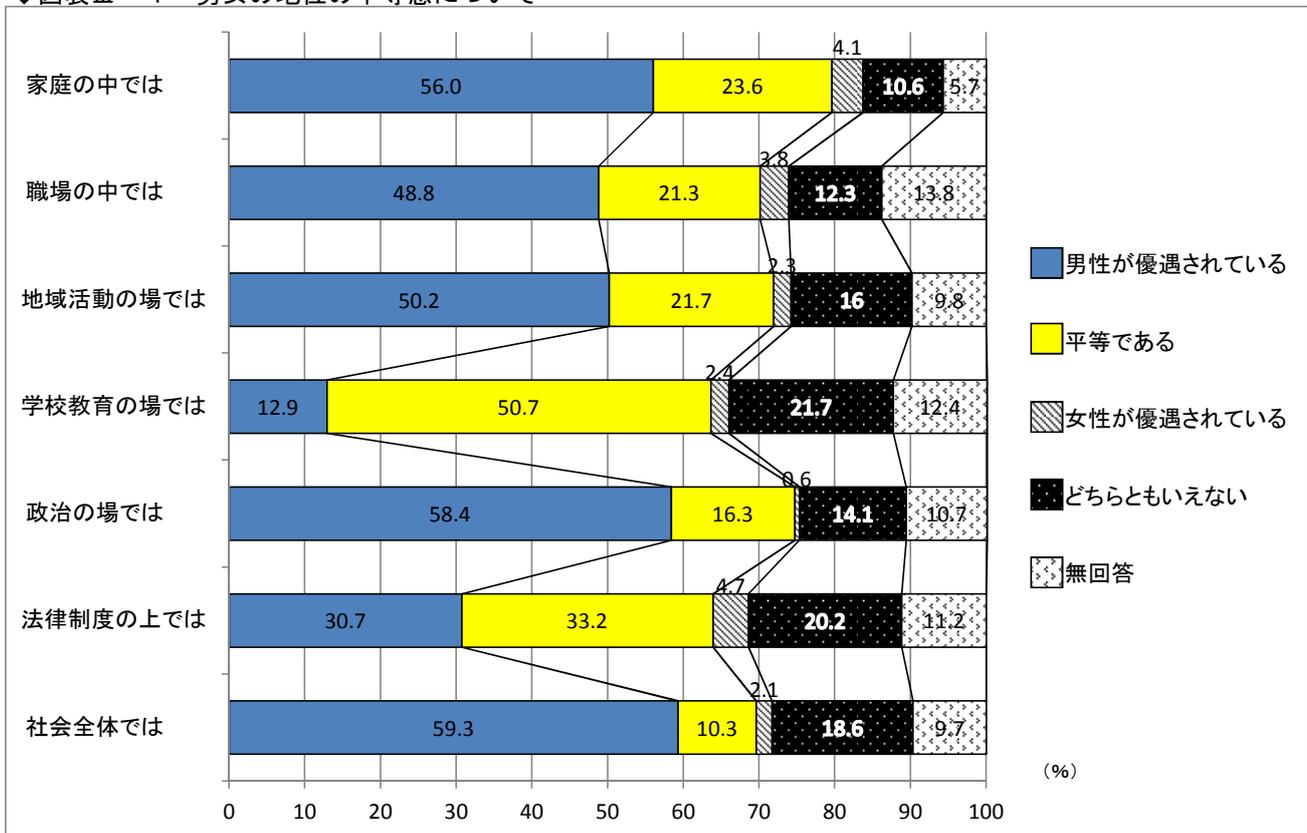
6. 回答状況	回答者	回答率
男性	371名	37.1%
女性	515名	51.5%
計	886名	44.3%

（1）さまざまな分野における男女の地位の平等感

「家庭の中」「職場の中」「地域活動の場」「政治の場」および「社会全体」の分野において男女共に約半数の人が「男性が優遇されている」と感じています。

「学校教育の場」では半数の人が、そして「法律制度」では3割の人が「平等である」と感じています。

◆図表Ⅲ－1 男女の地位の平等感について



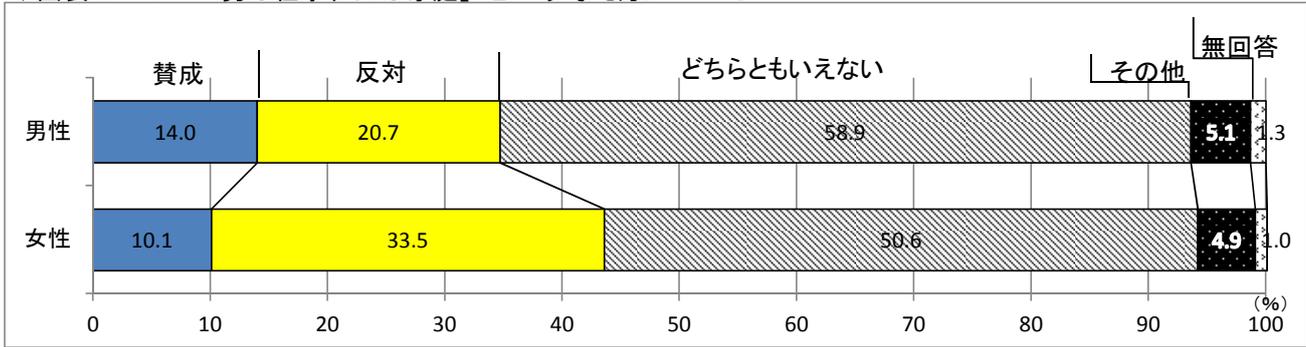
<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

(2) 性別役割分担意識

「賛成」とする肯定派は少なく、「反対」とする否定派は女性では33.5%となっています。

ただし、「どちらともいえない」が半数以上となっており、仕事と家庭を男女で分けることは男女共に適切ではないと考えていることが伺えます。

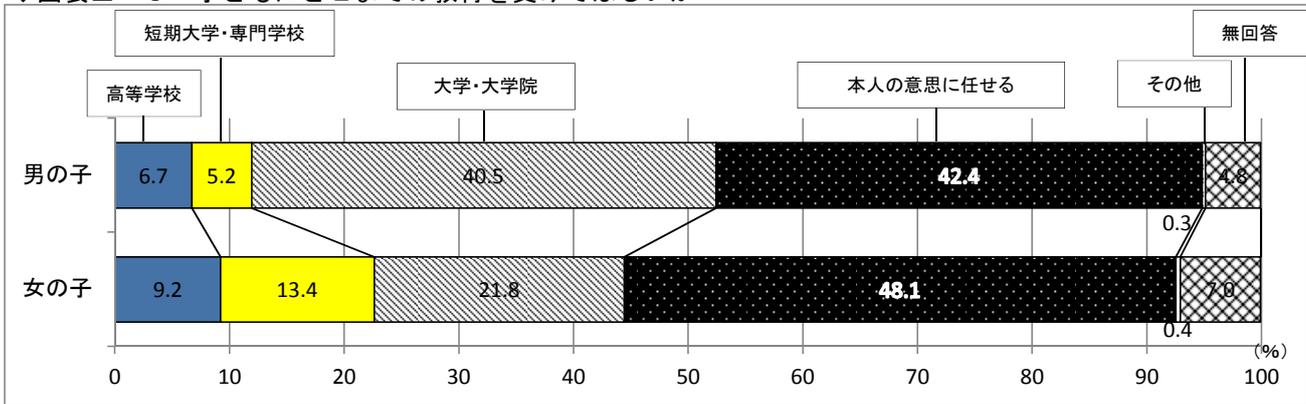
◆図表Ⅲ-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

子どもの教育については、男の子、女の子ともに「本人の意志に任せる」が半数近くを占めています。しかし、「大学・大学院」までの教育を受けることについて、男の子と女の子に大きな差が見られます。

◆図表Ⅲ-3 子どもにどこまでの教育を受けてほしいか

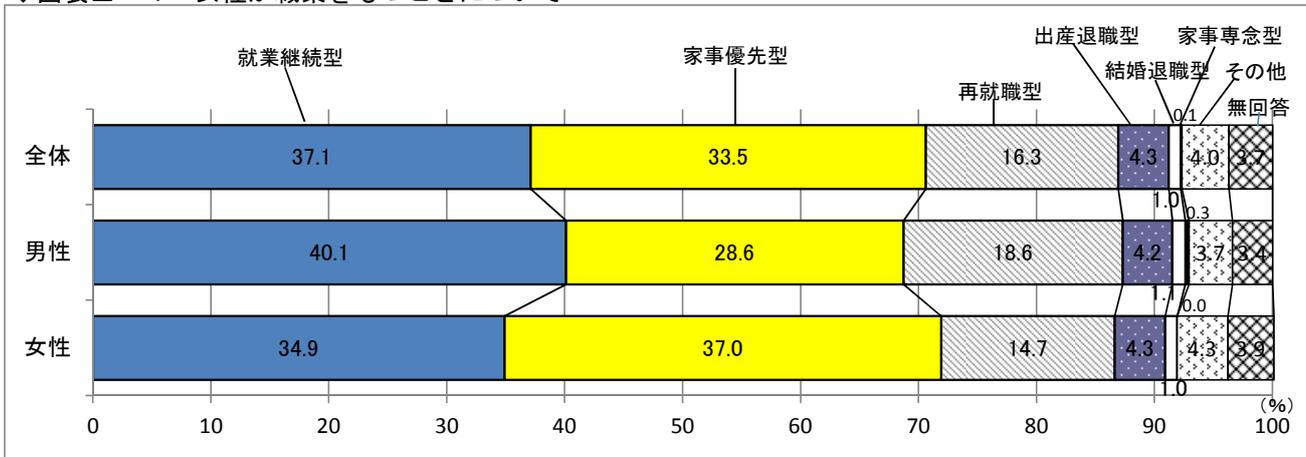


<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

(3) 職場における男女共同参画

全体で見ると「就業継続型」が37.1%、次いで「家事優先型」33.5%と高く、続いて「再就職型」16.3%と続いています。しかし、女性では「家事優先型」が37.0%と高くなっています。

◆図表Ⅲ-4 女性が職業をもつことについて

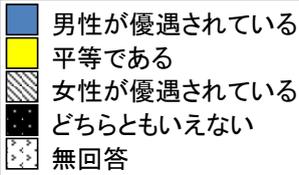


※ 「就業継続型」＝結婚・出産にかかわらず、職業を継続するほうがよい、「家事優先型」＝結婚または出産後は、家事・育児に支障のない働き方に変えるほうがよい、「再就職型」＝結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい、「出産退職型」＝出産後は離職し、家事や育児に専念するほうがよい、「結婚退職型」＝結婚後は離職し、家事に専念するほうがよい、「家事専念型」＝女性は職業を持たないほうがよい

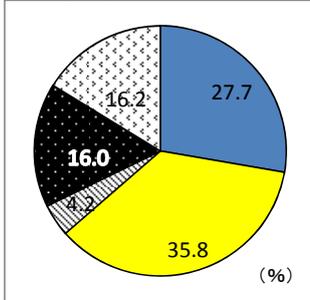
<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

◆図表Ⅲ－５ 職場での平等感について

○凡例

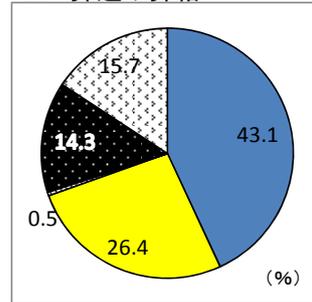


1. 採用条件



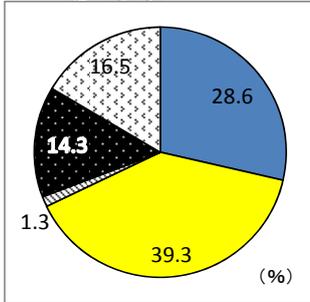
1. 採用条件
「平等である」が35.8%、次いで「男性が優遇されている」27.7%、「どちらともいえない」16.0%と続いている。

2. 昇進や昇格



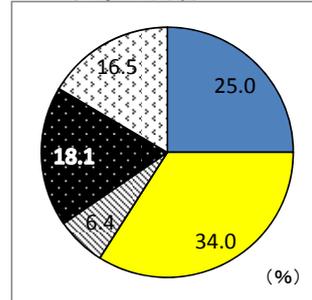
2. 昇進や昇格
「男性が優遇されている」が43.1%と高く、次いで「平等である」26.4%、「どちらともいえない」14.3%と続いている。「女性が優遇されている」と感じている人は0.5%とごくわずかである。

3. 能力評価



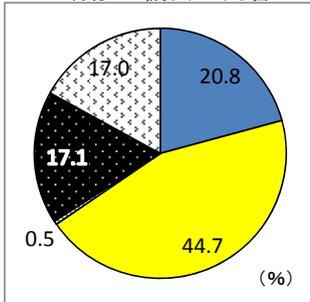
3. 能力評価
「平等である」39.3%、次いで「男性が優遇されている」が28.6%、「どちらともいえない」14.3%と続いている。「女性が優遇されている」と感じている人は1.3%とわずかである。

4. 仕事の内容



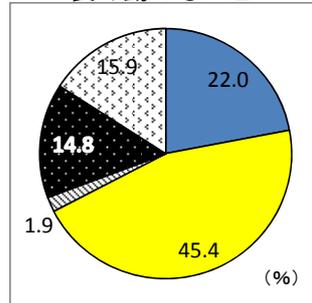
4. 仕事の内容
「平等である」34.0%、次いで「男性が優遇されている」が25.0%、「どちらともいえない」18.1%と続いている。

5. 研修の機会や内容



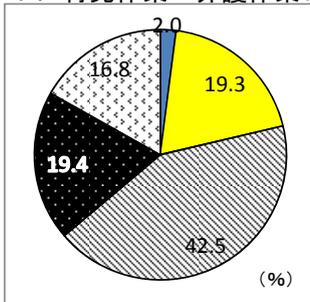
5. 研修の機会や内容
「平等である」が44.7%と高く、次いで「男性が優遇されている」20.8%、「どちらともいえない」17.1%と続いている。

6. 長く勤めること



6. 長く勤めることについて
「平等である」が45.4%と高く、次いで「男性が優遇されている」22.0%、「どちらともいえない」14.8%と続いている。

7. 育児休業・介護休業の取得



7. 育児休業・介護休業の取得
「女性が優遇されている」が42.5%と高く、次いで「どちらともいえない」19.4%、「平等である」19.3%と続いている。

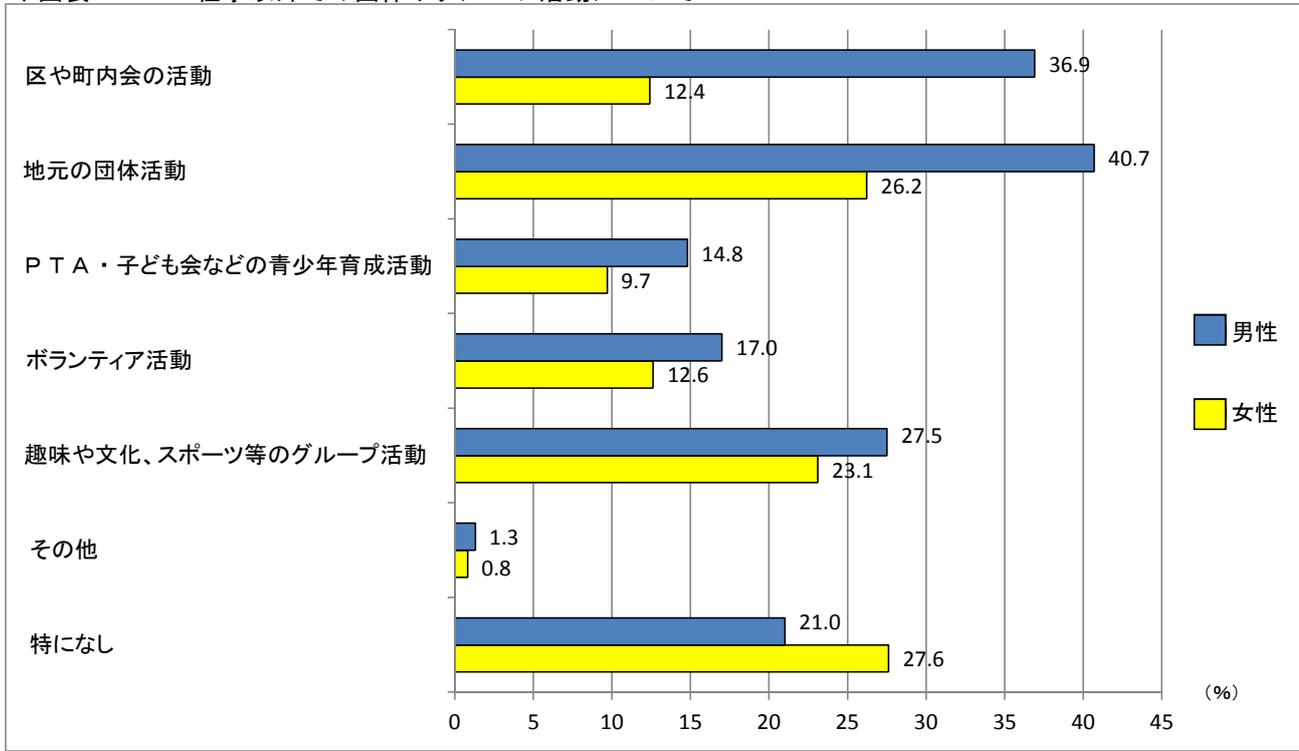
<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

(4) 地域活動への参画状況

趣味やボランティア活動、青少年育成活動については男女に大きな差は見られませんが、町内会や地元の活動については男女差が見られます。この理由としては、「長い間の慣習で男性と決まっているから」、「女性自身が指導的立場となることに消極的だから」、「世間一般では、女性が指導的立場になることを快く思わないから」などがあげられます。

①地域活動への参加状況

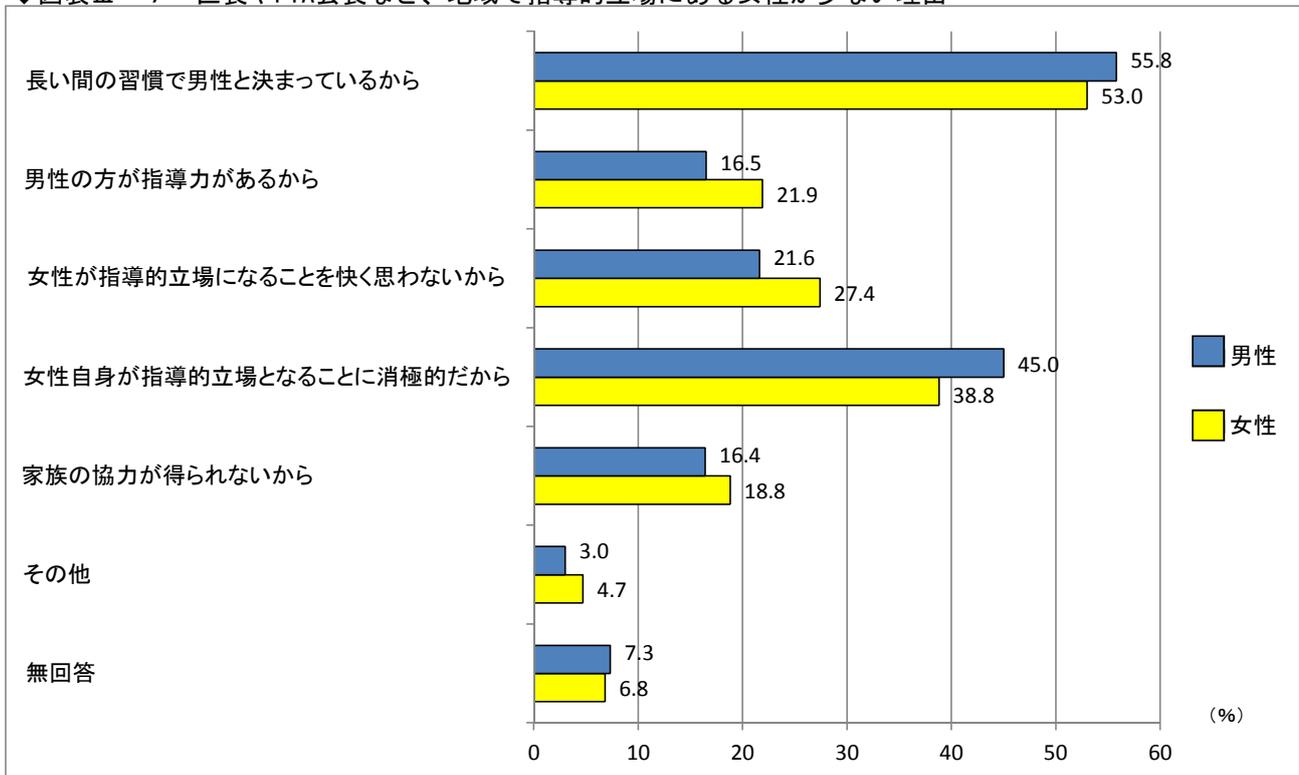
◆図表Ⅲ－6 仕事以外での団体やグループ活動について



<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

②地域で女性が指導的立場になることについて

◆図表Ⅲ－7 区長やPTA会長など、地域で指導的立場にある女性が少ない理由



<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

(5) ドメスティック・バイオレンス

①被害経験の有無

ドメスティック・バイオレンスについて、女性の525人、男性の183人が何らかの被害経験があると答えています。割合は少ないながらも見過ごせない状況にあります。

◆図表Ⅲ－8 ドメスティック・バイオレンスの被害経験の有無

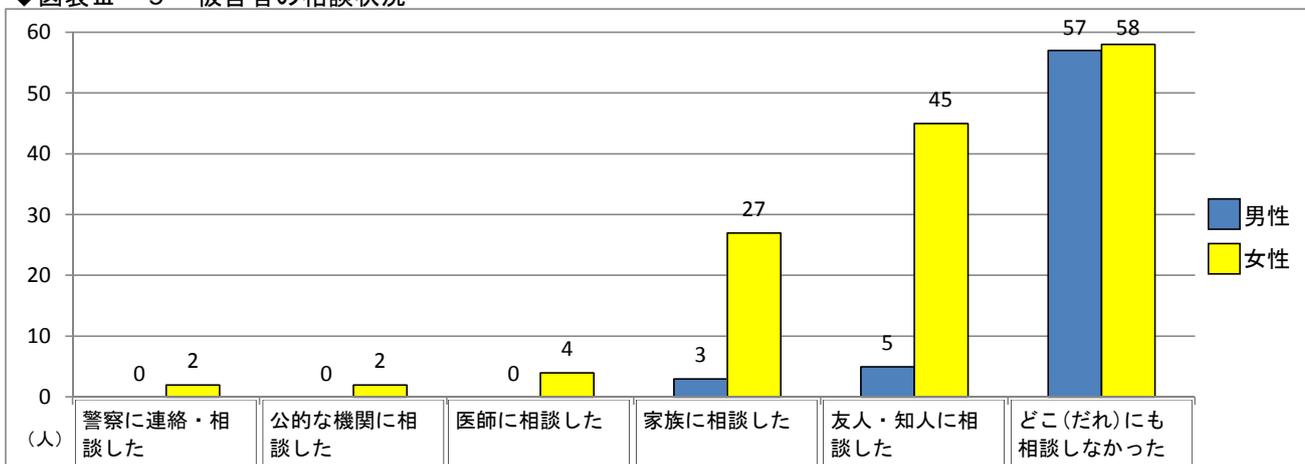
	合計 (複数回答を含む)	命の危険を感じるくらい の暴行を受ける	医師の治療が必要となる 程度の暴行を受ける	医師の治療が必要とな らない程度の暴行を受 ける	あなたがいやがっている のに、性的な行為を強 要される	見たくもないのに、ポ ルノビデオや雑誌を見 せられる	何を言っても無視され 続ける	交友関係や電話を細か く監視される	「誰のおかげで生活で きるんだ」、「かいし ょうなし」と言われ る	大声で怒鳴られる
男性(人)	183	1	1	8	5	10	56	23	17	62
女性(人)	525	22	21	40	79	22	75	54	58	154

<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

②被害者の相談状況

被害者の相談相手としては、「誰にも相談しなかった」が一番多く男性57人、女性58人、次に「友人・知人に相談した」で男性5人、女性45人、「家族に相談した」男性3人、女性27人となっています。

◆図表Ⅲ－9 被害者の相談状況



<資料：男女共同参画に関する意識調査(越前町 平成21年)>

第2部 越前町の男女共同参画施策の 実施状況

I. 平成 22 年度の主な取り組み

1. 男女共同参画のつどい事業

日 時：平成 22 年 10 月 23 日(土)午後 1 時～4 時
会 場：越前町生涯学習センター朝日多目的ホール
主 催：えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会
参加数：250 余名

☆プログラム☆

○宣言文唱和

○寸劇&トークセッション：「認め愛 あなたの思い 私の思い」

<寸 劇> ま～るく参画一座

<トークセッション>

コーディネーター：武内昭子さん(NPO 男女平等推進協会えちぜん)

出演者 (若者世代)：太橋和洋さん

西益男さん

(中年世代)：宮川敏充さん

寺坂律子さん

(団塊世代)：藤井俊幸さん

澤善英さん

(国際結婚)：モハマド・シャイリルさん

○トーク&コンサート：出演：ESPERANZA/エスペランサ

「言葉が^{ひと}つなぐ^{ひと}女と男 ～互いにイキイキと生きるために～」

<参加者アンケートより>

◎今日、ここに来ることができて、本当によかったです。

私はまだ結婚していませんが、どのように二人で協力して家庭を作っていけばよいか、考えることができました。更に、男女共同参画と言っても、男性に甘えてばかりいてもいけないと思いましたし、何でもやってくれる彼に感謝の気持ちも忘れてはいけない、ということまで教えていただきました。運命の出会いを大切に、感謝したいです。最後に、夫の事は、尊敬し、自慢していいんだ、ということが分かりました。ぜひ、夫婦で「つどい」に参加してほしいです。(20代女性)

◎トークは、いろんな世代の方々の理想と飾らない現実の生活についての内容でとても良かったです。

「男女共同参画」が、自然で、とても身近に感じられました。一步一步ずつ進んでいる気がします。

コーディネーターさん、とても良かったです。(50代女性)

◎エスペランサは、夫婦の絆を感じられるコンサート。妻の見事なトーク、そして、夫の見事なギター。技術的に高く、日常の中に優しさを感じ取れる素敵なハーモニーでした。(50代男性)



唱和先導：上坂区長会連合会会長



出演者のみなさん



エスペランサのご夫婦

2. 男女共同参画エンパワーメント事業

(1) 研修機会の提供

対象：えちぜん男女共同参画まちづくり推進員、町男女共同参画ネットワーク等

①ヌエックリーダー研修（女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修）

内 容：地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な知識やマネジメント能力、ネットワーク力を身につけるために、高度で専門的な研修を行う。

日 程：平成22年6月9日(水)～11日(金)

会 場：国立女性教育会館（埼玉県嵐山町）

参加者：橋本美奈子（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

渡邊 啓（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

西森須眞子（越前町男女共同参画ネットワーク）



オリエンテーション

②日本女性会議 2010 きょうと

内 容：男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的として、全国規模の会議を行う。

日 程：平成22年10月1日(金)～2日(土)

会 場：国立京都国際会館（京都市左京区宝ヶ池）

参加者：島田 豊治（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

橋谷 清美（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

浜野 行伯（越前町男女共同参画ネットワーク）



会場前にて

(2) 越前町男女共同参画ネットワークへの助成

越前町の啓発推進母体として、加盟団体や個人会員が様々な活動を展開しています。

○平成22年度の主な活動

- ・ 総会および理事会
- ・ 町政学習会（3回）
- ・ 美浜町女性ネットワークとの交流会
- ・ 広報誌発行（2回）
- ・ えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会参画
- ・ 町研修や県研修への参加



第3回学習会



美浜町ネットワークとの交流会



広報誌ステップ10号



学習会指導：辻きぬ氏

3. 男女共同参画気づき事業

学校や地区・団体等で気づき事業を実施し、男女共同参画の必要性に気づき、実践するきっかけの場を提供しました。また、児童・生徒の感想や事業内容をまとめた報告集を作成して関係者や希望者に配布し、啓発に活かしています。



宮崎中学校（講師：金香百合氏）



馬場区集落センター（講師：中文楚雄氏）

<実施状況>

◆学校編

小学校

校名	日時	学年	内容	講師	
朝日小学校	6月18日 2限目	(金)	5	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史氏 (発創デザイン研究室代表)
	3限目				
	4限目				
常磐小学校	6月3日 4限目	(木)	5	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史氏 (発創デザイン研究室代表)

中学校

校名	日時	学年	内容	講師	
朝日中学校	6月30日 5限目	(水)	2	将来について考える	三田恵美子氏 (弁護士)
宮崎中学校	7月12日 4限目	(月)	全	自分を好きになることから始めよう！ ～からだどころに栄養をとる方法～	金香百合氏 (有)ホルスティック代表
	2月16日 5限目	(水)	1	ようこそ先輩	別司ちさと氏 (臨床心理士、認定行動療法士)
越前中学校	11月2日 5限目	(火)	1	「あなた」と「わたし」は、なんで違うんだろう？	富永良史氏 (発創デザイン研究室代表)
	2月16日 6限目	(水)	1	ようこそ先輩	別司ちさと氏 (臨床心理士、認定行動療法士)
織田中学校	7月12日 5限目	(月)	1, 2	自分を好きになることから始めよう！ ～からだどころに栄養をとる方法～	金香百合氏 (有)ホルスティック代表

◆地域編【新規 11、継続 4】

No.		主 催	開催時期など	内 容	人数
1	新規	西田中区	6月14日 8月20日 9月10日	区行事について、役員と各種団体長が話し合う 参画室出前講座	12 19 20
2	新規	栃川区	8月29日～11月28日 会議5回と臨時総会 11月7日(日)	区費ランク見直しと区規約成文化に向けて、区内で話し合う 参画室出前講座、アンケート	134
3	新規	下糸生地区	10月10日(日)	寸劇鑑賞：笑顔満開：ま～るく参画一座 参画室出前講座と話し合い	80
4	新規	天王・宝泉寺地区	11月7日(日)	寸劇鑑賞：笑顔満開：ま～るく参画一座 参画室出前講座と話し合い	100
5	継続	新庄地区	7月19日(祝)	寸劇鑑賞：笑顔満開：ま～るく参画一座 介護予防講座：保健師、ヘルパー	70
6	継続	岩開区	9月24日(金) 11月21日(日)	参画室出前講座 講座：富永良史氏	7 24
7	継続	小倉区	7月25日(日) 役員会 3月6日(日)	参画室出前講座と話し合い 講座：辻 きぬ氏	16 34
8	新規	江波洗心会 (三常会壮年会)	8月1日(日)：役員会 8月22日(日)	中学生料理教室 子ども会合同流しそうめん 調理指導：河合敏子氏他(食改)	7 30
9	新規	広野・蚊谷寺 婦人会	6月26日(日)：婦人会 1月9日(日)：老人会	参画室出前講座と話し合い 寸劇鑑賞：笑顔満開：ま～るく参画一座	9 22
10	新規	越前地区 老人クラブ連合会	9月7日(火)	参画室出前講座 寸劇鑑賞：笑顔満開ま～るく参画一座	100
11	継続	白浜婦人会・壮年会 子ども会合同	11月3日(祝)	参画室出前講座 親子料理 調理指導：出店慎一郎氏	22
12	新規	馬場区	7月～3月 2月12日(土)	参画室出前講座、馬場区文化祭、 馬場男女共同参画のつどい など 講演会：中文楚雄氏(立命館大学教授)	260
13	新規	頭谷区	11月5日(金) 12月26日(日) 2月5日(土)	参画室出前講座と話し合い 区民餅つき親睦会 講演会：辻 きぬ氏	6 16 8
14	新規	堤区壮年会	1月22日(土)	講演会：富永良史氏 アンケート	20
15	新規	小樟婦人会	2月27日(日)	寸劇鑑賞：ま～るく参画一座 参画室出前講座、アンケート	35

4. えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会

町議会代表者、区長会代表者、企業推薦者、各地区推薦者で構成。(町長委嘱、任期2年今期24名)
地域で実施する気づき事業の企画や「えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会」への参画、また各種研修への参加をとおして、町内への啓発と自身の理解を深めました。

開催状況

会議	開催日・会場	内容
第1回	平成22年4月26日(木) 生涯学習センター	・気づき事業の企画について ・つどい実行委員会について
第2回	平成22年6月14日(月) 生涯学習センター	・気づき事業の企画について ・つどい実行委員会経過報告
第3回	平成22年12月8日(水) 役場別館 ホール	研修：気づき事業の取り組み方 ・えちぜん男女共同参画プラン改定への意見交換
第4回	平成23年3月16日(水) 役場別館 ホール	・本年度活動報告とふり返り ・えちぜん男女共同参画プラン改定(案)報告



第3回まちづくり推進委員会

5. 越前町男女共同参画審議会

町男女共同参画推進条例第15条に基づき、男女共同参画推進に関する事項を調査審議する機関として町長が依嘱しました。(任期2年10名以内) 今期の委員は、町商工会、区長会、並びに関係機関や推進団体等の代表者と公募者による10名です。

基本計画「えちぜん男女共同参画プラン」(平成18年策定)の見直しと年次報告について審議し、3月3日に「えちぜん男女共同参画プラン(改定)案」を町長に提出しました。

開催状況

会議	開催日・会場	内容
第1回	平成22年7月2日(金) 役場別館 第3研修室	・委嘱状交付 ・正副会長選出 ・越前町男女共同参画審議会の概要 ・越前町男女共同参画推進条例 ・えちぜん男女共同参画プランの見直しについて
第2回	平成23年2月23日(水) 役場別館 第3研修室	・えちぜん男女共同参画プランの改定について ・平成22年度年次報告書について



審議委員委嘱

6. 男女共同参画PR事業

(1) 参画室出前講座

町民意識調査（平成21年度実施）の結果、本町の取り組みについて説明してほしいとの要望があり、出前講座を実施してより広いPRに努めました。

実施状況

No.	日時	対象	会場	参加数(人)
1	4月10日（土）18:00～	朝日壮連協総会	陣屋の里	26
2	4月10日（土）18:30～	宮崎壮連協役員会	学習センター宮崎分館	14
3	4月14日（水）19:30～	織田壮連協総会	学習センター織田分館	58
4	4月16日（金）19:00～	越前壮連協総会	学習センター越前分館	23
5	5月8日（土）17:30～	町子ども会連合会総会	町生涯学習センター	42
6	5月23日（日）10:30～	越前まちづくり会	厨区民会館	15
7	6月26日（土）20:00～	広野・蚊谷寺婦人会気づき事業	広野・蚊谷寺集落センター	9
8	7月1日（木）19:30～	越前地区婦人会	生涯学習センター越前分館	22
9	7月19日（日）19:00～	馬場区気づき事業①	馬場区集落センター	13
10	7月25日（日）19:30～	小倉区気づき事業	小倉区公会堂	16
11	8月1日（日）10:30～	馬場区気づき事業②	馬場区集落センター	38
12	8月1日（日）12:30～	江波区PTA役員会	江波コミュニティセンター	7
13	8月20日（金）19:00～	西田中区役員他	西田中公民館	19
14	9月6日（月）19:30～	越前町連合婦人会	生涯学習センター織田分館	13
15	9月7日（火）14:15～	越前地区老人クラブ気づき事業	越前地域福祉センター	100
16	9月8日（水）19:30～	越前地区婦人会	生涯学習センター越前分館	21
17	9月16日（木）13:30～	高年大学(織田)	織田保健福祉センター	30
18	9月24日（金）19:30～	岩開区	岩開区生活改善センター	7
19	10月10日（日）13:00～	下糸生区	下糸生多目的集会施設	40
20	11月3日（水）16:30～	白浜気づき事業	白浜集会施設	12
21	11月5日（金）20:00～	頭谷区	頭谷区集会施設	6
22	11月7日（日）9:00～	栃川気づき事業	栃川公民館	14
23	11月7日（日）10:00～	天宝物気づき事業	陣屋の里	42
24	12月18日（土）10:00～	ネットワーク(宮崎)奉仕活動	宮崎保健センター	17
25	2月23日（水）11:00～	織田老人クラブ、日赤奉仕団	生涯学習センター織田分館	45
26	2月27日（日）17:30～	小樟婦人会気づき事業	水仙荘	35

(2)PRグッズ作成

名称	内容
宣言都市のぼり旗	役場前に設置（6月～10月）
宣言都市懸垂幕	役場庁舎に懸垂（6月、10月）
宣言都市PRペン	つどいや気づき事業等で配布



役場前にのぼり旗を設置



福井新聞に掲載(2010.5.20)

(3)関連行事

名称：男女共同参画月間普及啓発キャンペーン

主催：県、関係市町

日時：平成22年6月1日（火）10:30～11:30

場所：ホームセンターヤマキシ朝日店前駐車場

内容：街頭キャンペーン(県作成啓発チラシとマグネットの配布：200枚/個)



のぼり旗を手に、チラシとマグネットを配布して「男女共同参画月間」をPR

II. 主な施策の内容と推進状況

基本目標 I ともに築く家庭・地域

重点目標 1 男女がともに担う家庭・地域づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 家庭生活における 男女共同参画の促進	家事・育児・介護等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭における男女の参画を促進する。	料理教室	30	0	生涯学習センター
		家庭教育学級	43	40	
		生涯学習講座	56	90	
		えちぜん男女共同参画のつどい	747	750	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)	305	440	
2 家庭における 男女平等と自立の促進	幼少期から、男女で差別することのないような子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進する。	家庭教育支援事業	2,004	0	生涯学習課
		家庭教育支援事業	40	0	生涯学習センター
		家庭教育学級・生涯学習講座(再掲 I①1)			
		保護者向け講座・講演 気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			保育所 男女共同参画室
3 男女がともに 参画する地域づくりの促進	区長会等において意識啓発に努め、地域における様々な活動の中で積極的な導入を図る。	区長会等への啓発	—	—	総務課・ 住民サービス室
		地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女がともに参画する地域づくりを促進する。	えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	330	360
	えちぜん男女共同参画のつどい(再掲 I①1)				
	気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)				
		「気づき事業報告集」作成・配布	157	154	
4 町民の自主的な活動の支援・促進	職員に対する意識啓発を行い、それぞれの地域における住民の自主的な活動を推進する。	職員研修			総務課
		男女共同参画を推進する活動への支援を図り、男女が共に地域活動やボランティア活動などに参画する町民の自主的な活動を促進する。	指導、助言	—	—
	地区公民館活動事業		168	195	生涯学習センター
	男女共同参画ネットワーク(助成)		827	682	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			

4,707 2,711

重点目標 2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 視点からの慣習・しきたりの見直し	区長会を通じて、各区において実施する事業や行事の中の慣習やしきたりについて見直しを進める。	区長会等への啓発(再掲 I①3)			総務課・ 住民サービス室
		ビデオ視聴による啓発	—	—	生涯学習センター
	男女共同参画に対する理解を深めるとともに、家庭や地域における慣習やしきたりの見直しを進める。	生涯学習講座(再掲 I①1)			
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)			男女共同参画室
2 地域への啓発活動の促進	各区長や委員に対し、地域における活動の促進を働きかける。	区長会等への啓発(再掲 I①3)			総務課・ 住民サービス室
		条例パンフレット等配布	—	310	男女共同参画室
	地域への啓発を促進し、男女共同参画に対する理解を広げる。	気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			

0 310

重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 審議会等への女性の参画の促進	町の各種審議会等への女性登用を積極的に進め、平成27年度末までの早い時期に35%とする。	審議会などの委員選考時に、女性委員を積極的に登用する(人材発掘)	—	—	全庁
	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その結果を公表する。	広報に掲載(活動内容を含む) 年次報告			総務課 男女共同参画室
2 地域の政策・方針決定過程への女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進する	区長会等への啓発(再掲 I①3) 広報連載	—	—	総務課・住民サービス室 男女共同参画室
	地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表する。	広報に掲載(活動内容を含む)	—	—	総務課 男女共同参画室
3 女性のエンパワーメントの促進	女性が様々な分野に意欲的に参画することが出来るよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進する。	団体への指導・助言	—	—	生涯学習課
		IT講座	120	150	生涯学習センター
			120	90	
			130	175	
			90	120	
		生涯学習講座(再掲 I①1)			男女共同参画室
		日本女性会議参加事業	57	88	
		ヌエックリーダー研修	122	126	
		ふくいソフィア等の受講推薦	—	—	
		男女共同参画ネットワーク(助成)(再掲 I①4)			
気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)					
県及び他市町男女共同参画センター等との連携	—	—			

639

749

基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場

重点目標1 働く場における男女平等の実現

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
雇用における 1 男女の均等な機会と 待遇の確保	実質的な男女の機会均等を確保する方策について検討するとともに、職員の意識改革を進め、町民に範を示す。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の定着促進を図る。 企業に対し、待遇の男女格差解消のための積極的改善措置や、職務拡大および就業環境の整備について啓発する。	職員研修			総務課
		セミナー等の開催支援	—	—	商工観光課
		雇用相談などの充実	—	—	
2 女性管理職登用の 拡大	意欲と能力のある女性の管理職登用について男女ともに意識改革を推進し、各種研修等への女性職員の参加を促進するとともに、積極的改善措置による登用の拡大を図り、範を示す。 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	女性職員の研修参加促進			総務課
		女性職員の登用拡大			
		職場における研修会などの支援	—	—	商工観光課
3 働く女性の母性保護 の推進	女性が、妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けられるよう、啓発を行う。 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めると共に、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	母子手帳交付、パンフレット配布	85	109	保健衛生課 健康増進室
		マタニティースクール	33	56	
		セミナー等の開催支援 (事業主、社員への説明)	—	—	商工観光課
男女の職業能力開発 4 および能力発揮 の支援	男女ともへの、自己啓発・能力開発への援助や情報提供を図るとともに、研修の機会の充実・拡大を図る。	職員の研修参加促進			総務課
		経営能力や技術向上の支援	—	—	商工観光課

118

165

重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
女性の主体性が 1 生かせる就業条件 や環境の整備	農林水産業に積極的に取り組む女性を積極的に支援する。	家族経営協定の普及・促進	—	—	農林水産課 水産振興室
		女性認定農業者等の積極的な認定 青年漁業士の普及・認定	—	—	
	労働時間の適正化や労働環境の整備など、快適に働ける環境を整える。	関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
		女性就業者のエンパワーメント促進	技術・経営能力向上のための各種講習会への参加呼びかけ 雇用や学習機会の情報提供 女性の起業支援	—	—
2 方針決定過程への 女性の参画の促進	農林水産業・商工観光自営業等における固定的な性別役割分業意識の見直しを働きかけ、農林水産業・商工・観光業関連団体の役員など、方針決定過程への女性の参画を促進する。	委員会等への女性の登用促進	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
		経営能力向上等の学習会開催支援	—	—	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	—	—	男女共同参画室

0

0

重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課		
多様な働き方を 1 可能にするための 職場環境の整備	適正な人員配置により男女とも働きやすい勤務環境の整備に努め、男女共同参画の推進の範を示す。	事務処理体制の見直し			総務課		
		計画的な事務効率化 (含外部委託)					
	パートタイム労働法の趣旨や内容の周知に努めるとともに、多様化している就業形態の情報提供に努める。	関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課		
2 両立のための 子育て・介護支援	地域における男女の協力体制を支援し、相談体制の整備や情報提供を行う。	「特定事業主行動計画」を策定し、範を示す。	特定事業主行動計画の策定・実施			総務課	
		「越前町次世代育成支援行動計画」に基づき、多様なニーズに応じた保育サービス等の充実をはかり、働きながら安心して生み育てられる環境を整備する。	延長保育	24,096	24,500	子育て支援課 各保育所 各児童館	
			一時預かり保育	65	0		
			学童保育	15,424	16,993		
			児童館の整備・拡充	16,733	17,917		
		働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。	介護保険居宅サービス事業			高齢福祉課	
			子育て支援センターの充実	子育て支援センターの充実	13,999	25,765	子育て支援課 子育て支援センター
				すみずみ子育てサポート	0	59	
				母親クラブ助成	3,402	3,402	
			子育て相談窓口設置	子育て相談窓口設置			保健衛生課 健康増進室
マタニティスクール (再掲 Ⅱ①③)							
父子手帳配布	0	0					
事業所や就労者に対し、育児・介護休業法制度の周知徹底を図るとともに、労働時間の短縮や、年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—	—	商工観光課			
	「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—		—		

73,719 88,636

基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会

重点目標 1 ともに思いやる健康づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康づくり推進協議会	45	60	保健衛生課
		妊婦健康診査	14,824	15,398	健康増進室
		乳幼児健康診査	3,473	3,983	
		成人健康診査	19,888	22,704	
		各種健康教室 健康相談	564	448	
		保健推進員会	1,112	1,382	
	食育を通じた健康づくりの推進	成人病予防食教室	62	160	健康増進室
		ふれあい食体験事業	82	150	
		食生活改善推進員会	1,095	1,090	農林水産課
		越前型食育推進事業	706	1,835	
	生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。	いきいき健康フェア	393	643	健康増進室
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	2,995	2,995	高齢福祉課
		障がい者のつどい	130	100	社会福祉支援室
		体育協会事業(助成)	6,500	6,100	文化スポーツ室
		えちぜんスポーツクラブ事業(助成)	1,530	1,645	
		各種スポーツ大会(春・夏・秋)の開催	—	—	生涯学習センター (体育協会助成金)
		地区体育祭の開催	—	—	
スポーツレクリエーション事業		—	—		
地区公民館活動事業(再掲 I①4)		—	—	生涯学習センター	
2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透		妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	育児支援家庭訪問事業	0	70
	特定不妊治療費助成		1,462	1,600	
	マタニティスクール(再掲 II①3)		—	—	
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。	マタニティスクール(再掲 II①3)	—	237	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット配布 ポスター掲示	—	—	
	自殺予防、薬物乱用防止および飲酒・喫煙の害等について啓発し、町民の理解を深める。	パンフレット配布	—	—	保健衛生課 健康増進室 織田病院
		チラシ配布	—	—	
			54,861	60,600	

重点目標 2 福祉環境の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課	
1 安心して子育て・介護 ができる環境づくり	安心して子育てができる環境を整える。	子ども医療費助成事業	31,797	38,914	子育て支援課	
		母子家庭等医療費助成事業	11,272	11,955		
		出産育児祝金等支給事業	1,837	2,630		
		子育て支援センターの充実(再掲 II③2)				
		児童手当支給事業	183,833	32,441		
		子育て応援特別手当支給事業	6,990	0		
		子ども手当支給事業	0	393,225		
	安心して介護ができる環境を整える。	まちなかキッズルーム				子育て支援課 織田病院 健康増進室 保健衛生課 保健センター
		病児デイケア事業	11,123	5,114		
		育児支援事業	802	1,123		
		相談窓口設置・情報提供	—	—		
		介護予防事業	14,161	16,037		
		家族介護支援特別事業	579	610		
		すこやか介護用品支給事業	7,946	8,872		
2 介護・支援体制の充実	高齢者が安心して暮らせる介護・支援体制の整備と充実を図る。	介護保険制度の円滑な運営	—	—	高齢福祉課 地域包括支援センター	
		在宅福祉サービス	6,340	7,372		
		在宅介護支援センター	2,519	2,765		
3 高齢者の社会参加の促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	シルバー人材センター	16,000	16,000	高齢福祉課	
		七六フーフ活動補助事業	3,570	3,567		
	高齢者の社会活動を支援するとともに、生きがいがづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。	地域ふれあいサロン	1,260	1,260	高齢福祉課	
		生きがい型デイサービス事業	7,208	7,562		
		生きがい活動支援通所事業	—	—		
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再掲 III①1)				
		コミュニティバス運行委託事業				政策調整室
		高齢者路線バス利用促進事業				
		体育協会事業(助成)(再掲 III①1)			文化スポーツ室	
		高年大学	10	30	生涯学習センター	
		IT講座(再掲 I③3)				
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)				
		世代間交流	—	—	小学校	
4 障がいのある人たちへの配慮の重視	障害者自立支援法に基づき、介護サービスなどを必要とする人が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活が営めるような施策の充実を図る。	障害者自立支援給付事業	258,956	288,977	社会福祉支援室	
		障害者地域生活支援事業	22,305	24,913		
		重度身体障害者住宅改造成事業	800	2,200		
		福祉タクシー利用助成	259	357		
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業	975	1,368		
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業	918	1,224		
	健全児と障がい児と一緒に学習し、お互いが理解しあう。	通常学級との交流学习	11,180	18,634	学校教育課 小・中学校	
	施設・設備・道路などへのユニバーサルデザイン的配慮				全庁(各施設・設備担当者)	
	雇用促進の普及啓発	相談・情報提供	—	—	社会福祉支援室 商工観光課	

602,640 887,150

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 家庭内暴力等の防止 に向けた教育・啓発	広報・啓発を推進するとともに関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止に努める。	民生委員・児童委員への研修参加促進	—	—	社会福祉支援室
		パンフレット・チラシ配布	—	—	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット・チラシ配布	—	—	学校教育課
		パンフレット等配布、研修会参加促進	—	—	男女共同参画室
2 被害者に対する 相談・支援体制の推進	相談窓口を設置し、町民への周知を図る。 被害者が相談しやすい環境の整備を図る。 関係機関との連携を図る。	2次被害の防止			全庁
		要保護児童対策地域協議会	16	23	子育て支援課
		電話相談窓口	—	—	保健衛生課 健康増進室
		町営住宅に係る被害者等への配慮・相談関係機関との連携			住宅政策室
		教育支援センター	4,805	5,119	学校教育課
		条例パンフレット等の配布(再掲 I②2)			織田病院 男女共同参画室

4,821 5,142

IV ともに育てる教育・文化

重点目標 1 人権尊重の意識づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 人権を守り尊重する意識の啓発	啓発活動を推進し、男女平等および人権尊重の意識を深く根づかせる。	人権擁護委員関係事業	0	0	社会福祉支援室
		通常学級との交流学习 (再掲 III②4)			学校教育課 小・中学校
		道徳教育及び人権教育 家庭教育支援事業 (再掲 I①2)	—	—	小・中学校
		読み聞かせによる啓発	13	24	生涯学習課
		青少年育成事業	714	888	図書館
		ビデオ視聴による啓発 (再掲 I②1)			生涯学習センター
		気づき事業(地域・団体編) (再掲 I①1)			男女共同参画室
	各機関等が発行する刊行物やホームページについて、人権を尊重し、性別にとらわれない表現に努める。		—	—	全庁
			727	912	

重点目標 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課	
1 男女の平等と自立を図る 学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女平等と自立の意識を確立させる。	男女混合名簿	—	—	保育所	
		〇〇さん呼び	—	—		
		道徳教育及び人権教育 (再掲 IV①1)	—	—		
		技術・家庭科男女共修	—	—		
		中学校職場体験 (キャリア教育)	—	—	小・中学校	
		校外学習	—	—		
		男女混合名簿の導入	—	—		
	〇〇さん呼びの奨励	—	—			
2 性に関する教育・啓発の推進	学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	気づき事業(学校編)	137	120	男女共同参画室	
		「気づき事業報告集」 製作・配布(再掲 I①)				
3 男女共同参画を進める 生涯学習の推進	生涯学習事業を積極的に進めていく中で、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの年代や性別・状況等に応じた学習機会を提供する。	養護教諭等による指導	—	—	小・中学校	
		保健体育授業における性教育	—	—		
		性教育講演会	—	—		
		生涯学習推進事業	79	138	生涯学習課	
			90	120		
			センター広報紙の発行	90		98
			180	193		
		教養セミナー	123	133	生涯学習センター	
	70		70			
	180		180			
生涯学習講座 (再掲 I①1)						
地区公民館活動事業 (再掲 I①4)						
4 各種団体等に対する 啓発活動の推進	男女の平等や、一人ひとりの可能性を育む図書等の充実を図るとともに、情報の提供に努める。	コーナー設置(織田)			図書館	
		各種団体への指導・助言			生涯学習課 生涯学習センター 文化スポーツ室	
4 各種団体等に対する 啓発活動の推進	性別に関わりなく、誰もが様々な分野に意欲的に参画することができるよう、各種団体活動等を通して地域に密着した推進を図る。	気づき事業(地域・団体編) (再掲 I①1)			男女共同参画室	
		男女共同参画ネットワーク 助成(再掲 I①4)				
			949	1,052		

重点目標 3 国際理解と協力の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H21年度	予算額 H22年度	担当課
1 国際的な視野を持った 住民の養成	国境を越えた相互交流により、信頼や 友好、協力関係の推進を図り、幅広い ものの見方を養う。	国際交流協会(助成)	4,000	5,000	国際交流室
		小学生海外派遣・招聘 事業	国際交流協会		国際交流室 学校教育課 小・中学校
		中学生海外派遣・招聘 事業	国際交流協会		
		英会話教室 (小学生、中学生対象)	515	550	生涯学習センター 宮崎分館
2 町内に在住する 外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援 し、互いの信頼や協力関係を育てる。	文化交流・生活支援事 業の開催	国際交流協会		国際交流室
		地区公民館活動事業 (再掲 I①4)			生涯学習センター 越前分館
			4,515	5,550	

計画の推進

1 町における推進体制の 充実・強化	町および庁内の推進体制の充実・強化	男女共同参画推進条例	229	310	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画 プラン	—	—	
		えちぜん男女共同参画 まちづくり推進員会 (再掲 I①3)			
		男女共同参画ネット ワーク(助成) (再掲 I①4)			
		男女共同参画推進会議 ワーキンググループ	—	—	
		職員研修	100	40	
2 あらゆる施策への 男女共同参画の視点の反映	「えちぜん男女共同参画プラン」に基 づく施策の実施および評価	男女共同参画審議会		110	男女共同参画室
		男女共同参画推進会議 ワーキンググループ	—	—	全庁
3 男女共同参画社会づくりに 関する現状の把握と 情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等 に関する報告書の作成・公表 広報紙やホームページ等による各種情 報の提供	広報紙掲載、ホーム ページ掲載	—	—	全庁
		年次報告(再掲 I③1)			男女共同参画室
4 関係機関・企業・各種団体 ・町民との協力・連携 の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関 係機関や企業・団体・町民との協力体 制を強化するとともに、男女共同参画 の視点に立った活動を要請していく。		—	—	全庁
			329	460	

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布
条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策（第9条—第14条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会（第15条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 海土里織りなす 快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自ら

の意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な

施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の連携）

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（情報に関する配慮）

第8条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

（基本計画）

第9条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。
 - （1）男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項
 - （2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に

的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

（町民及び事業者への支援等）

第10条 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

（啓発活動）

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

（相談及び苦情の処理）

第12条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情（以下「相談等」という。）を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。
- 3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。
- 4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。
- 5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

（推進体制の整備）

第13条 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。

(年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越前町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

みどり
海土里織りなすふるさと越前町

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月 1日

越 前 町

平成22年度
越前町男女共同参画年次報告
平成23年3月発行

編集・発行 越前町男女共同参画室
〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1
TEL 0778-34-8715(直通) / FAX 0778-34-1236
E-mail danjo@town.echizen.lg.jp

